

意見書案第11号

平成29年12月22日

愛西市議会議長 大島一郎 殿

福祉消防委員会
委員長 真野和久

福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求め
る意見書について

福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書を
愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める 意見書（案）

いま、福祉の職場では慢性的な人手不足が原因で、長時間・過密労働によって労働者の健康がおびやかされ、職員の確保・定着・育成が困難となっています。その結果、利用者の安全さえ守れずに、いつ事故が起きてもおかしくないほどに深刻な事態となっている。利用者や保護者をはじめ、すべての国民が望んでいる「安心できる福祉」を実現するためには、こうした事態を緊急に解決することが必要である。

人手不足の大きな原因のひとつは、国の定めている職員配置の基準が現場の実態とはかけ離れた低い水準にあることである。ところが、政府は、介護・障害福祉・保育など社会福祉の多くの分野で配置基準の抜本的な見直しをおこなわずに、問題を先送りにしている。

もうひとつの原因は、労働基準法を遵守したうえで配置基準を満たせるだけの人件費財源が予算化されていないことである。政府は、処遇改善加算による賃金の引き上げ施策をとっているが、子ども・子育て支援の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬単価の基本部分については引き上げていない。これでは、福祉労働者全体の賃金底上げにはつながらず、全産業平均より月10万円も低い賃金格差は解消できない。そのうえに、福祉職場では人手が足りないために休憩・休暇が取りづらく、時間外に行なわざるを得ない事務作業や持ち帰り残業などの不払い労働がまん延している。国の制度にもとづく社会福祉事業でこのような危機的な事態が広がっていることは大きな矛盾で、一刻も早い改善が必要である。しかし、実際には、人材確保を口実に必要な職員数を資格のない人やボランティアで満たすという専門性を否定する施策がすすめられている。これでは、いつまで経っても福祉労働の専門性に見合った賃金や労働条件が保障されず、働き続けることはできない。

福祉人材を確保するためには、憲法25条に基づいて国の責任で国庫負担を大幅に増やし、福祉職場の職員配置基準を抜本的に改善して、完全週休2日制の実施や法律で定められた休憩・休暇の取得ができるように職員を大幅に増やすことと、人件費財源を大幅に増額し、全産業平均との月額10万円の賃金格差を解消するための施策を実施することが必要である。よって、政府において、下記の事項の実施にむけて強く要望する。

記

1. 利用者の安全・安心が保障され、職員の生活も守れる福祉職場にするために、

職員を大幅に増やすとともに賃金を大幅に引き上げて、処遇を抜本的に改善すること。

以上

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

愛知県愛西市議会

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿